

# 始まりにおける生きることの内実を考えるために

——代理母出産をめぐる問題を手がかりに

植野公稔

## はじめに

「すべての人間は死ぬ。ところで、ソクラテスは人間である。ゆえにソクラテスは死ぬ。」という三段論法の例を挙げるまでもなく、人はみな死ぬのを免れることができない。人は、文字通り「死すべき存在」なのである。かくして人は、死を思い、そしてそこから生きることの内実を考える。しかしまた他方で、人はみな生を授けられて初めて生きることができるといふことも動かすことのできない事実である。誰もみな、生きるものであるかぎり、生まれたもの、生を授けられたものなのである。ならば、死を思つて生きることの内実を考えるのと同様に、また生まれることを思い、そしてそこから生きることの内実を考えることもありえてよいように思われる。

人はみな生を授けられて初めて生きることができる——この生きることをめぐる事実を、人は一連の生殖過程、つまり性交・受精・妊娠・出産といった過程における自然裡の営みによって連綿と紡いできた。しかし他方、生殖医療技術の発展によって、いま現在、生きることの始まりの様相は変化を被らざるをえない状況になっている。周知のように、「減数手術」や「体外受精」など、生きることの始まりは、いまや、ただ自然裡に紡いでいかれるだけのものではなくなったのである。

ところで、こうした生殖医療の中でも、いわゆる代理母という技術は、一部の例外的な国家を除き、概ね禁止されているものである。私の知るかぎり、この代理母は、生殖医療技術において最も避けられ、そのための禁止措置が一貫して執られようとし続けているものである。この代理母に関するかぎり、生きることの始まりを阻むこと、このことを選択するのだからと言わんばかりの状況があるようにさえ見える。しかしまた、その反面で、代理母という生殖技術は、禁止を要請される最たるものであるがゆえに、始まりにおける生きることの内実を考えていく上で、重要なきつかけを与えるものだとも言えるだろう。というのも、代理母という技術は、禁止の要請が最もなされるものである以上、そこには生きることの始まりをめぐる問題が十分に現れ出てきていると考えて間違いないだろうからである。

— それでは、代理母という生殖医療技術を避け、禁止にもたらそうとする理由、すなわち代理母をめぐる見取られる問題点とは何なのか。その技術の是非をめぐる問題とされることは何なのか。以下において、私たちは、代理母という技術をめぐる問題の所在を確認し、確認された問題点が本当に克服できないものであるかどうかについて検討を行いながら代理母の是非をめぐる考察を加えたい。そして、こうした考察は、始まりにおける生きることの内実を理解していくための準備作業、ひいては死と生との両者を考えていくという生物学の課題を果たしていくための準備作業となっていくにちがいない。

## 一 日本における代理母問題

二〇〇一年五月一五日、厚生労働省がその前年に全面禁止の方針を打ち出していた代理母という方法によって子供が産まれていたのが明るみになり、物議を醸し出した。たしかに、この際の代理母出産では、意思を確認した上で、不妊に悩む夫婦の精子と卵子を体外受精させ、妻の妹の子宮に移植して妊娠・出産させるといふ方法が取られたし、担当した諏訪マタニティークリニックの根津八紘医師も、当事者となった姉妹双方の夫婦からの相談を受け、「姉に代わって喜んで産んであげたい」という妹側の申し出があったこと<sup>(1)</sup>によって踏み切ることにしたと言<sup>(1)</sup>って、「患者のためにやった」という点を強調した<sup>(2)</sup>。しかし、だからといって、この出産をめぐる受容のあり方が好転したわけではなく、同医師は、はっきりと禁止の方針が出されている中で新たな生殖医療に踏み出したことについて、「技術的には代理出産という道があるのに『あきらめなさい』と言わなくてはならないのでしょうか」と厚生労働省の出した方針に対する明確な反論を打ち出し<sup>(3)</sup>、醸し出した物議をいっそう大きなものにしてしまった<sup>(4)</sup>。

ところで、いま現在のところは行われてもルール違反となり、物議を醸し出す代理母という生殖医療には、大きく分けて二つの方法がある。一つは、夫婦の精子と卵子を体外受精させてできた胚を妻以外の女性の子宮に移植して妊娠・出産してもらう、いわゆる「借り腹」である。もう一つは、妻の卵子が何らかの理由で使えない場合に行われるもので、注射器などによって夫の精子を妻以外の女性の卵子と人工受精させ、そのまま同じ女性に妊娠・出産してもらう、いわゆる「サロゲイト・マザー」である。これらのいずれの方法を用いても、代理母という生殖医療によって、依頼人となった夫婦は、自分たちのうちの少なくとも一方と遺伝的な関係を持つた子供を持つことができるようになる。とりわけ前者の「借り腹」という方法は、卵子はあるものの何ら

かの理由で子宮に異常があり妊娠できない女性が妻である夫婦にとつてみれば、遺伝的に夫婦双方とつながった子供を授かる願つてもない機会を提供するものであり、代理母という生殖医療技術が許容されることは大きな希望そのものを意味することになる。

しかし、当の根津医師が「代理出産した女性の家族に、精神的に不安定な面もみられました。かかわつた者として、配慮が足りなかつたと反省しています。」と先のケースを振り返つていたことから窺えるように、代理母という新しい生殖医療の方法は、不妊に悩む夫婦に大きな希望を与える反面、その方法をめぐる問題については十分な議論が尽くされているとは言えない状況のままである。

かつて日本では、「減数手術」や「非配偶者間の体外受精」といった新しい生殖医療の方法について、当初は認めなくとも、ルール違反を犯してなされた既成事実には追認していくという経緯があつた。周知のように、これら二つの方法を追認させる既成事実を作つたのは、かの代理母出産でも物議を醸すことになつた根津医師であるが、代理母についても既成事実を押された形の追認がなされるのだろうか。もちろん、まだ法制化による結論は出ていないが、原則禁止を打ち出す場合がほとんどである諸外国の事情を鑑みた場合、それほど簡単に容認されるわけではないように思われる。

かくして、代理母出産という方法では、憂慮されるべき問題が議論を尽くされないままになっている。私たちは、まずその問題の所在に目を向けてみる必要がある。しかし同時に、あるいはそれ以上に、現に技術が目の前に存在し、唯一それだけにしか頼れないという苦しみを持った人がいるかぎり、批判的な意見に耳を傾けながらも、技術利用のための条件を地道に探つていく努力が必要とされているようにも思われる。

## 一 代理母に対する諸国の対応

代理母は、いま現在、多くの国々で禁止されている。たとえ禁止規定がなくても、フランスやドイツでは「人を生殖の道具にしてはならない」という条項に触れることから実質的に禁止されているし、またスウェーデンでは「不妊は神の意志であり、人はそれを受け入れるべきだ」との考えから生殖医療一般をきわめて限定的にしか認めていない。隣の韓国では、法的規制はなく、年間一〇〇例以上の代理出産が推計されているが、病院が自主規制によって当事者に文書同意を課し、その結果として希望夫婦の七割が断念するに至るといった現状がある。そして日本では、日本産婦人科学会による代理出産の禁止に加え、二〇〇三年四月、厚生労働省の生殖補助医療部会により、不妊治療の法整備に向けて、代理出産の実施や斡旋については、これを罰則付きで禁止するべきだという最終報告がまとめられた。また、この報告書では、兄弟姉妹など肉親を含む第三者からの精子・卵子・受精卵の提供が禁止されるべきことも盛り込まれた。<sup>(6)</sup>

それとは逆に、代理母を認めている例外的な国としては、イギリスとアメリカがある。ただし、イギリスは、代理母を仲介する民間団体COTSが「法違反すれすれ」と言われる現状を作り出しているものの、商業的代理母に関しては認めていない。一方アメリカのいくつかの州では、商業的なものであれ非商業的なものであれ代理母に対する規制は何らない。

かくして、代理母という方法は、イギリスやアメリカといった例外はあるものの、どの国でも概ね禁止される状況にあると言える。しかし、(フランス・ドイツ型の禁止理由とスウェーデン型のそれとが違うことから理解されるように) 文化的背景が異なる国どうしで禁止理由に相違があるのもさることながら、そもそもからして禁止理由が多岐にわたっているため、問題点すべてを一言に論じることは不可能である。実際、「不妊の夫婦が代理母を依頼することは、子供を持つという目的のために代理母を手段として扱うことであり、人間の尊厳に反する」のであり、道徳的感情を端的に逆なでしているという理由や、「社会的・経済的に弱い立

場にある代理母が搾取の対象になるおそれが大きい」という理由（以上、ウォーノック報告）、そして「代理出産する女性の安全性を確保できない」という理由（日本の二〇〇〇年報告書）など、倫理的なもの、経済的なもの、そして医療的なものというように、代理母を禁止するための理由は多岐にわたって見うけられる。

このように、代理母は、許容されるにはあまりに多岐にわたる懸念を抱えている。本来ならば、生殖医療を施す前の段階において既に生じている課題から出産後に憂慮されるべき問題までを、生殖過程というものの時間的プロセスに沿って一つずつ検討していくべきである。しかし、あまりに広範になるであろう時間的プロセスに沿う検討を行うことは、その広範性のゆえに首尾良く扱いうることはないだろう。以下では、私たちの目に留まったかぎりではあるが、興味深いと思われたもののいくつかを取り上げ、代理母をめぐる問題について具体的に確認・考察していくことにしよう。

### 三 フェミニニズムの観点からなされる代理母批判

『代理出産は許されるか』というテーマの下で行われた討論において、柘植あづみ氏は、「代理出産を含む不妊治療の背景には、『子どもを産むことは当然だ』という思い込みがある。不妊患者自身も、『自分は不完全な人間だ』と自己否定しがちです。」と代理母について批判的に語る。柘植氏は、子供を産んで慈しむのが女性のアイデンティティであるとする共同幻想から生じたステイグマ（汚名）が代理母というものによっていつそう拭い去れないものとなり、ジュディス・バトラーによって懸念されているような事態、すなわち「女というカテゴリーの一貫性や統一性に固執すれば、具体的な種々の『女たち』が構築されるさいの文化的、社会的、政治的な交錯の多様性を、結果的に無視してしまうことになる」というような事態にしかかかっていないと批判する。かくして柘植氏の代理母批判は、代理母しか道がないということに固執して自らを追い込まざるをえな

くなるようにしている女というカテゴリーの文化装置を脱構築し、「子どものいない生活を受け入れていく」ともあるのです。子どもが出来ないからと言って、決して不幸な人生ではありません。<sup>(8)</sup>といった形で代理母の問題そのものの解消を勧めるという方向性を持つことになる。

このような柘植氏による批判を通じて勧められているような女というカテゴリーの文化装置を脱構築する試みや、その試みと一体となっている不妊受容は、フェミニズムにおいてなされてきたことの一つの側面、つまり女というカテゴリーが「不完全なもの」であり、女というアイデンティティの「起源というものがそもそも、自然や起源という観念のパロディではない」<sup>(9)</sup>ということを系譜学的な観点から明かし、そこから「多様な性の存在」の可能性を提起してきたという側面に即している。そして、こうした試みは、従来の「子供を産んで一人前」といった抑圧的風潮に抗しながら代理母批判の議論を構成していく場合には、それなりの論拠を与えているように思われる。実際、女性という生物学的な運命としてのセックスがジェンダーにすぎなかったと知ることになれば、代理母を選択するべきかどうかについて迷っている女性は、「なぜ子供が欲しいのか」を改めて考え、夫をはじめとする関係者と話すようになるだろうし、そうしたプロセスから代理母という方法への固執がなくなる場合もありえるだろう。そして、こうしたフェミニズムを通じた啓蒙によって不妊を受容し、いずれは「子どものいない人生のロールモデル」<sup>(10)</sup>を見いだして、「子どもの有無を条件としない集団へと人間関係を広げた」<sup>(11)</sup>ような状態に至ることもありえるだろう。たとえば、自分の子供を持つことを諦める代わりに、(どうしても子供という要素を残したいということについては譲歩して)アジアからの留学生の世話を率先して行う現地父母的な活動に励んだり、あるいは学校で給食を作り、仕事後には学童預かり所で子供の面倒を見るようになったりするなどの可能性を持つことができるように思われる。

しかし、こうした不妊受容のロジックによる代理母批判は、はたして代理母をめぐる問題の解決をもたらさ

ているだろうか。というのも、柘植氏自身が言うように、あくまでも「不妊の無意味化もしくは新たな意味付けによる、それぞれの個人的な解決がここに<sup>12)</sup>ある」にすぎないからである。たしかに、こうした批判は、代理母の選択をどうかにかんづいて迷っている女性に対しては、脅迫観念的な選択肢強要から解放たれて自由に考量するということを許しうる点で有効かもしれない。しかし、そういった示唆によって上手く不妊受容できるかは「個人的な解決」を待つほかないのであり、ましてや、そうした解決が「不妊の無意味化」によってもたらされているだけならば、それは、代理母という選択肢そのものを捨て、代理母をめぐる問題を素通りしているだけにすぎないと言う以外ないだろう。

そうした意味からすれば、柘植氏の代理母批判は、実のところ、代理母そのものもたらず問題へと向かっているのではなく、他の生殖医療への批判を行う場合と同様、不妊の脱構築によっていわば根こそぎの問題解消を行い、それを問題解決と見なすべきだと提示しているにすぎない。つまり、柘植氏による批判では、代理母を通じて現実的に生じる問題はフェミニズム的な問題解消によって等閑視され、もっぱら事前に代理母の選択そのものを食い止められるかどうかに着眼点を移しているにすぎないのである。もちろん、こうした問題解消をしたところで、いま現在において悩みを抱える夫婦にとってみれば、それは、代理母を選択するかどうかを考え直す契機にはなっても、やはり子供が欲しいという結論に達してしまった場合には何の慰めにもならないだろう。しかも、代理母がもたらず現在進行形の問題の考察においては、問題そのものの解消を提起し、問題を抱える当事者を切り捨てている以上、そもそも有効な批判とはなりえないように思われる。

以上のように、フェミニズムの観点からなされる代理母批判は、問題を根こそぎ解消してしまおうという性急な現実逃避の傾向を持つ点で有効に機能するとは言えないように思われる。さらに言えば、生きることの始まりを現実的なものの組上において捉えることをしないうかがり、フェミニズムの観点からなされる批判

的議論では、そもそも生きることの内実を扱うことができないようにも思われる。むしろ、私たちは、生を授かって初めて生きることができるといふ人間存在の現実在即した形で考えていくのでなければならぬ。そこで次は、代理母がもたらす現実的な問題の所在を確認するために、実際に起こった事件を見ていくことにしよう。

#### 四 現実的な問題の所在を確認・考察するための事例

ここからは、子供を誕生させるという現実在即した形での問題提起に議論の中心を移していくことにしたい。代理母がもたらす現実的な問題を考察するためには、実際に起こった事例を見てみるのが最も良いだろう。そこで、以下では、人工授精型代理母の事例に偏ることにはなるが、「ベビーM事件」として知られる事例、および「代理母ロッシュ夫人事件」として知られる二つの事例を取り上げてみよう。これら二つの事例を通じて、私たちは代理母がもたらす現実的な問題の所在を見て取ることになるだろう。

##### (一) ベビーM事件——妊娠・出産によつて形成される母性という問題

まずは、ベビーM事件について見てみよう。これは、アメリカで起こった事件であり、代理母の「心変わり」によつて生じた依頼人と代理母の間での子供の奪い合いである。そして、この事例は、多くの国での代理母禁止のきっかけになったものとしても知られている。

一九八五年、メリー・ベス・ホワイトヘッドとビル・スターンは、スターンの精子を使ってホワイトヘッドとの間で人工授精を行い、そのままホワイトヘッドが妊娠・出産するという代理母契約を結んだ。もちろん、この契約には、子供が生まれたら養子契約書に署名してスターンに子供を引き渡すことも併記されていた。そ

して、スターンは、引き換えに一万ドルを支払うことを約束した。しかし、ホワイトヘッドは、生まれた赤ん坊を見て自分にそっくりであることから赤ん坊への思いが募り、ついには一万ドルを拒否して、赤ん坊を自らの子供として届け出ってしまったのである。一方のスターンは、子供が自分のものであるとして訴訟を起こし、いわば泥沼の状態へと至ることになった。

裁判の経過は、以下の通りである。最初の州地方裁判所が下した判決は、代理母契約は有効であり、スターンに子供であるベビームを引き渡さなければならぬというものであった。しかし、次の最高裁判所が下した判決は、それとは逆で、金銭授受を伴う代理母契約は、乳幼児売買に当たり法律違反だから無効であるというものであった。この最終判決では、子供は物品とは異なるという点が見逃されずに済んだと言えるだろう。

とはいえ、この最高裁判所の判決には続きがあった。つまり、「子供の最高の利益」を鑑みて、家庭状況の良いスターンの側にベビームの養育権があるという追加措置の決定も下したのである。ここに、ホワイトヘッドの側の要求は事実上破棄され、彼女は子供を奪われ、自らが妊娠・出産した子供に対して愛情を注ぐという機会を失わされてしまったのである。

このベビーム事件の事例から分かるように、代理母をめぐる問題の一つは、代理母の側に子供への愛情が沸いてきて、子供の引き渡しを拒否する場合がありますという点である。ここでいう愛情については、一般的な意味での母性と同じであると考えてよいだろう。しかも、この問題は、たしかに代理母に「心変わり」が起こった場合には表立って現れるが、そうでないような場合にも多かれ少なかれ生じているものであるだろう。十カ月もの長い妊娠期間を通して結ばれた代理母と子供との絆は、やはり無視しえないものだと言うほかないように思われるからである。また、こうした母性をめぐる問題は、人工子宮の実現可能性が程遠いという現状に照らしてみるならば、いつでも起こりうるものとして見なされることのできるだろう。

しかし、こうした問題がもたらされるということを根拠にし、「やはり代理母は野卑な手続きを経た生殖医療である以上、どうしても子供の帰属にめぐって争いは避けられないのである」と言つて、代理母批判を行うことができるのだろうか。

金城清子氏は、その著書『生殖革命と人権』の中で、代理母と子供との絆が妊娠・出産を通じて形成されているという点を軽視しなくても済むような措置のあり方を考察し、以下のような主張をしている。その主張によれば、ベビーM事件での養育権決定の場面でも明らかになったように、依頼者と代理母とでは依頼者が経済的に優勢である場合が多く、結果的には代理母の意志が尊重されなくなるので、法規制を行つて、「心変わり」も含めた代理母の意志というものにも配慮をすべきだという。つまり、出産した母を子供の母親と規定し、たとえ依頼人の地位が不安定になるとしても、そうした規定によつて代理母が子供を奪われないで済むような措置を講じておくべきだというのである。そして、こうした措置の持つ意義については、「代理母の立場を守ることになる」、さらには「代理母制度が無制限に拡大・普及していくのを抑制することになる」ということを挙げている。<sup>(13)</sup> 金城氏の考えるところによれば、こうした措置の意義を保持しているということを条件にできるかぎり、代理母以外のオプションを持たない夫婦にも「子供を持つ権利」を認めるべきであり、その権利の一切を侵害すべきではないのである。<sup>(14)</sup>

こうした金城氏の主張は、なかば保育器の貸与というイメージさえ喚起する代理母の妊娠・出産が野卑なものではなく、それ自体として存在意義を持つということ、このことを一貫して認めさせるといふ点で重要なものと言える。また同時に、そうした金城氏の主張は、生まれてくる子供はもちろん、(妊娠・出産を請け負う代理母が単なる物品ではない)ということ認めるべく商業的な代理母は認めない)といったハードルを課すことを正当化するという点でも重要である。というのも、このような正当化は、すべてを割り切つて後腐れなく

子供を依頼者に引き渡すことができない場合もあるという代理母のもたらす現実的な問題が存在し、さらには代理母の商業化の危険性が否めないという現状の問題を完全に拭い去れない以上、それらの問題を克服する条件として見逃すことができないものだと言えるからである。

このように、ベビーム事件において確認された現実的な問題に対する金城氏の主張によって、私たちは、代理母の意志の尊重や商業的な代理母の禁止といった、代理母が成立する場合の不可欠な条件を知ることになった。そして、こうした条件に照らしてみれば、子供をめぐる争いが避けられないという問題によって代理母批判を行うだけでは、この方法しかオプションを持たない夫婦を説得できないように思われる。というのも、上記の条件を守れることを認めているならば、代理母によってもたらされる現実問題が克服されているように思われるからである。しかし、上記の条件では、代理母の権利は守れても、他方で依頼者と代理母との間の根本的な不信感があれば、その条件の成立は難しくなるという問題が残っているようにも思われる。

そこで、以下では、こうした依頼者と代理母との間の不信感が代理母をめぐる現実問題の一つであり、それを克服する必要性に私たちが迫られているということ、このことを確認・考察するために、イギリスで起こった代理母ロツシュ夫人事件について検討してみようと思う。

## (二) 代理母ロツシュ夫人事件——依頼人と代理母との間の不信感という問題

代理母ロツシュ夫人事件とは、代理母ロツシュが妊娠した子供を中絶したと告げたことに端を発し、その後も様々な曲折を経て、結局のところは、依頼者と代理母との間に根本的な不信感による亀裂を生じさせたものである。

代理母となって不妊に悩む夫婦に子供を与えたいという善意の決意をし、一九九六年に代理出産機関COT

Sで代理母候補と認められたロツシユ夫人は、翌年にオランダ人のペーターズ夫妻のために人工授精型の代理母を請け負うことになった。しかし、流産のおそれがあるときでさえ依頼者であるペーターズ夫妻はロツシユ夫人と話し合う姿勢を見せず、こうした姿勢に不信感を持ったロツシユ夫人は中絶手術をしてみましたと告げる。その後、ペーターズ夫妻によるメディアを通じた中傷が始まったことから、ロツシユ夫人は真実を公表し、実は中絶などしておらず、依頼者のペーターズ夫妻への不信感から自分の手元で子供を育てたいと思ったがゆえにウソをついたということを明らかにしたのである。——とはいえ、この話には、さらなる続きもあった。驚いたことに、ロツシユ夫人は身ごもっている子供を第三者である不妊夫婦に譲るといふ話を進めるとも報じられたのである。

依頼者と代理母の双方に責められるべき点があるように見える事件ではある。しかし、ウソながらも中絶をしたと告げたロツシユ夫人が語っていたとされること、つまり「もう一度代理出産を試みてみたいが、その前に将来の親になる人たちをよく知っておきたい」と語ったこと<sup>(15)</sup>は、この事件によってもたらされた問題の所在を明らかにしているように思われる。すなわち、依頼者と代理母の信頼関係が崩壊してしまった場合には、たとえ善意で開始された代理母であっても、代理母というものの成立は難しいという問題である。この問題は、親と呼ばれるべき関係者が自然出産の場合よりも多くなる代理母出産では、つねに念頭に置かれるのでなければならぬ。

もちろん、こうした問題を克服する条件としては、他の生殖医療の場合で行われているように、遺伝的要素以外を「匿名性の原則」によって隠匿し、信頼関係が崩壊する可能性そのものを除去してしまうという紳士協定的な方法が有効であるように思われるかもしれない。しかし、ロツシユ夫人事件におけるペーターズ夫妻に見られたように、代理母との話し合いの欠如が信頼関係の崩壊を招くということを省みれば、逆に信頼関係を

築くためには、少なくとも何らかの接触を持つことの方が望ましいと言えるようにも思われる。そもそも、自分の子供を持つという待ちに待った機会が訪れているのに、自分の子供となる胎児を身ごもってくれている代理母の様子を知らないままでよいというようなペーターズ夫妻に見られたあり方は、むしろあつてはならないものだろう。だとすれば、代理母出産の条件としては、先のベビーM事件で理解された条件を満たした上で、さらに信頼関係の継続が可能になっているということ、このことが不可欠であるように思われる。

ところで、先にも触れた金城氏は、こうした条件について、それを「連帯の行為」<sup>(16)</sup>という形に置き換えている。金城氏は、依頼者と代理母との「連帯」が確保され、善意の協力が継続的に可能であるという条件下で行われる代理母について、その評価を読者に委ねつつも、「愛情や友情に基づく代理母は、自由化すべきだとの考え方が強い」<sup>(18)</sup>というオーストラリアのヴィクトリア州に住む人々の意識の現状を紹介している。

しかし、こうした「連帯の行為」には、子供以外の関係者全員が「重い秘密の共有」をすることによってのみ継続される信頼関係、すなわち子供抜きのある方においてのみ成り立っている信頼関係ではない可能性がある。あるということ、このことも見逃されてはならないだろう。実際、表立たなかった日本の代理母出産には、こうしたケースがあるという<sup>(19)</sup>。もちろん、こうした「重い秘密の共有」による「連帯の行為」は、精神的発達のための生育条件が子供自身にとって確保されているべきだと唱える「子供の権利」との関係、すなわち子供のアイデンティティの確立との関係をめぐり憂慮すべき問題が残されているという、関係者全員の不安の裏返しによるものだとすることもできる。実際、この「重い秘密の共有」には、いつ何時どこからともなく崩されるかもしれないという不安が付きまともっている。しかし、代理母出産において「子供の権利」は本当に憂慮されるべき事態に晒されているのだろうか、このことを次に考察していこうと思う。

## 五 「子供の権利」という問題

先の二つの事例から私たちが理解してきたのは、代理母の意志の尊重、商業的な代理母の禁止、そして信頼関係の継続という条件の下では代理母が認められるのではないかということ、このことであった。しかし同時に、こうした条件の下であっても「子供の権利」をめぐっては憂慮されるべき問題が残っている可能性があるということ、このことも見通された。

ところで、「子供の権利」という問題を重視する場合の議論において最も強力な論拠を提示していると思われるのは、いわば未来志向的な観点に基づいた次のようなものであろう。つまり、たとえ代理母という生殖医療が厳しい条件の下で善意に貫かれて実施されたところで、生まれた子供は将来において不可避的に出生困難症候群と言われるアイデンティティ危機に陥るのであり、こうした代理母出産の問題点を代理母の利用者たちは（想像力）の欠如のせいで等閑視しているというものである。<sup>(20)</sup>

しかし、このような論拠によって「子供の権利」という問題を持ち出すだけでは、説得力のある代理母批判とはならないように思われる。というのも、事実として、世界初の試験管ベビーであるルイズ・ブラウンがアイデンティティ危機に陥ることなどなく自らも医療従事者になることを夢見ていたといった例を待たず、生殖医療技術による誕生を知った子どもが自分を誕生させるのに多くの苦勞をしてくれた家族や関係者に感謝の意を表しているケースは、少なからず紹介されているからである。<sup>(21)</sup> また、これは重要な論点だが、「子供の権利」という概念によって重視されているのは将来的なアイデンティティだけであり、子宮にいる子供を守るということを通じて見えてくる代理母出産の大切な条件、すなわち、宿った生命を守るには何らかの積極的な働きかけを行わねばならないという、子供を生むに当たっての不可欠な条件が等閑視されているからである。少

なくとも現実的に実行されることを想定した代理母出産の問題について考察しようとする限り、むしろ、受精・受胎の瞬間から子供の生存を守る者がいるということ、このことを覚えておく必要があるのではなからうか。<sup>(22)</sup>

またさらに言えば、未来志向的な観点からなされる「子供の権利」の議論においては、子供が多くの人に育てられるという想定が不十分であり、それゆえ、代理母によって生を授かった子供は総じてアイデンティティ危機に陥ると言っているようにしか見えない方向性がある。しかし、古くからある養子制度を振り返れば容易に推測できるように、代理母出産の場合であれ、予想されるアイデンティティ危機によって「子供の権利」が犯されることになるとは必ずしも言い張ることができない。こうした意味からしても、未来志向的な「子供の権利」論から代理母への合理的な批判を得ることは難しいように思われる。むしろ、(受精・受胎の瞬間にすでに端を発しているということを含む形で)多くの人に育てられるという経験を紡いでいくことを前提に、関係者全員によって長い年月をかけつつ何がなされてきたかという問題こそがむしろ大切であり、また、そうした養育的な観点を考慮しながら「子供の権利」を論じ直す必要性があるだろう。

このように考えられるかぎり、未来志向的な観点から「子供の権利」を打ち出す代理母反対論者の批判点、すなわち(想像力)の欠如という批判点も、むしろ代理母出産によって可能となった生命にとつての新たな生育の可能性、つまり多くの人に育てられる中で生育するという可能性を(想像)できていないということ、このことよって生じているにすぎないとさえ言える。もちろん、教育を受けることなど、社会生活をする上で子供が必要とすることを確保するためには、法的な形で保護責任者の規定を行うことが不可欠である。しかし、こうした法的規定の確保という問題もさることながら、こと「子供の権利」をめぐる生じるとされた問題については、その傍らにある重要なことにも目を向ける必要があるのではないだろうか。私たちが見るかぎり、

子供のアイデンティティ危機という問題については、それが望まれて生まれてきたとは思われないような不安によって生じるものだと考え、代理母に関係した人々の継続的な信頼関係の中に子供の養育という観点を含めていく形で、問題克服のための〈想像力〉を働かせるのが大切であるように思われる。なぜなら、通常の出産と違い子供に多くの関係者が存在する代理母出産でも、子供がこうした関係者たち全員によって養育されるという経緯を紡いでいくこと、このことを信頼関係の継続という条件へと集約しさえすれば、少なくとも子供のアイデンティティ危機の温床を取り除いておくことができると考えられるからである。<sup>24)</sup>

かくして、子宮に宿った子供の生存を保護することから既に始まっている子供の養育、このことを信頼関係の継続という条件に集約させる形が可能であるならば、代理母というオプションを切り捨てる必要はないと言えるだろう。というのも、「子供の権利」の問題を将来的なアイデンティティの重視において持ち出したとしても、そうした問題提起によるだけでは、子宮の中にいる子供の生存環境に関係者全員でもって配慮し、その後も変わらず養育していくという意味で信頼関係を継続する夫婦を説得できないように思われるからである。<sup>(25)</sup>

## 六 代理母出産の内在的な問題

ここまでのところ、代理母出産は、ますます厳しい条件を付けられながらも、もたらされる現実的な諸問題によって断念を余儀なくされることなどないということが考察されてきた。子供の養育にまで至るプロセスの全体に関係者全員で携わることができるような形、この形によって、現実的な諸問題は、克服される見通しを探ることができるものとされたように思われる。

しかし、克服の手だてを探れるように思われる現実的な問題群とは別に、どんな場合であれ代理母出産は認められないとするような内在的な問題提起が少なくとも二つあると思われる。つまり、(一)「女性は子供を生

む道具ではない」というフレーズに表されるように、他人を目的としてではなく単に手段として利用しているのではないかという道徳的な観点からの批判と、(二) 妊娠そのもののリスクを否定することはできないという医学的な側面からの批判である。

(一) 道徳的な観点からの批判——生殖機能が単なる手段となることへの道徳的な嫌悪

この批判は、「不妊の夫婦が代理母を依頼することは、子供を持つという目的のために代理母を手段として扱うことであり、人間の尊厳に反する」としたウォーノック報告にも見られたように、他の女性を手段とする代理母は道徳的な感情を端的に害するために認められないとする問題提起である。実際、他の女性の子宮を利用するほかない代理母では、どこまでも拭い去れない問題である。

しかし、こうした問題提起を行っても、自らの身体を自らの意志において使用するという代理母女性自身の権利まで批判できるわけではなく、代理母出産を禁止するための論拠とはなりえないように思われる。そのことを理解するには、カントが述べたことを思い出せばよいだろう。「人間および一般にすべての理性的存在者は、目的自体として存在し、だれかの意志の任意な使用のための手段としてのみ存在するのではなく、自己自身に対する行為においても、また他のすべての理性的存在者に対する行為においても、常に同時に目的として見られるのでなければならぬ。」<sup>(26)</sup>とカントは述べる。ここから分かるように、たしかに、「手段としてのみ」というあり方でしかないならば、代理母出産は道徳的観点から批判されるべきであるが、しかし、代理母となる女性に対する敬意を保持し、その女性自身を「目的」と見ることができるのである。代理母出産という手段の存在そのものが禁止されることにはならないと言える。そうした意味からすれば、子供をもうけるための道具・手段に女性を貶めるから代理母は禁止されるべきだという論拠自体、「目的」の観点を捨象するような

狭隘化された道徳的観点によるものであるにすぎず、こうした論拠によって善意からの代理母の申し出をも絶つてしまうことには、代理母になるという女性の生殖に関する自己決定権を侵害してしまふ可能性があるだろう。「他人を自分の手段として取り扱ふことは常に倫理的批判の対象となるべきもの」だから代理母出産は禁止されるべきだという道徳的観点からの批判は、まず、その批判の前提を問い直す形で再考される必要があるだろう。

## (二) 医学的な側面からなされる批判——代理母の命と引き換えになる危険性

この医学的な批判について言えば、代理母に生じうる医学上の危険性は端的な事実であり、依頼者には償還しえない絶対的な負い目となるものである以上、その批判は絶対的なものであるように見える。究極のケースとしては、妊娠・出産中に代理母が死亡してしまうということが考えられる。日本の二〇〇〇年の報告書でも言われていたように、「代理出産する女性の安全性を確保できない」のである。当然のことながら、一度死んでしまったものは、死の不可逆性のゆえに、文字通り取り返しのつかない事態を生じさせる。もちろん、母たる女性が死と隣り合わせになりながら子供に生を授けること以外にない妊娠・出産の過程では、生殖医療技術を用いない場合であれ、母親本人が死亡してしまう可能性を皆無にすることなどできない。しかし、代理母の場合は、前提となる事情が異なっている。死亡の可能性に晒されているのは、子供を譲り渡すことを約束した側の女性なのである。たとえ（死との引き替えによる生命の誕生は極限の母性愛を表している）とドラマティックに筋書きしても、代理母の死亡という深刻な事態に大刀打ちできないこと、このことは必定であろう。ならば、この何とも拭い去れない一つの可能性をもって、代理母出産は克服できない問題を持ち、それゆえに禁止されるべきだと言うしかないのだろうか。この代理母の死亡可能性という一点でもって、すべてを閉ざ

してしまうことになるのだろうか。——だが、私たちは考え続けねばならない。死との交換による生命の誕生ということの是非をめぐっては、道徳的観点からの批判の場合と同じように、代理母になる女性の「自己決定権」に依拠する形で克服されるのだろうか。あるいは、「子供を産み、育てる喜びを姉にも与えてあげたい」といつてなされるところの、見返りが不可能な贈与においてであれば、それを絶対的な善意と見なし、絶対的な負い目を作らないものとして認めるべきなのであろうか。それとも、代理母という生殖方法が従来の自然を打ち破る奇跡と見なされるかぎりでは、「奇跡が起こり、それがひとたび人類の注意するところとなり、最も激しい論争の的となれば、……目的は達せられたのである。……「というのも」人類の道徳的動機となり、人類の能力をつねに啓発改良するからであり、それを制圧停滞させることがないからである。」<sup>(27)</sup>と言い、人類の生殖医療史上の意義を体現しているのだとして、代理母は認められえるところなのだろうか。いまのところ、私たちに確たる解答が用意されているわけではなく、いくつかの克服可能性を列挙することしかできない。それでもやはり、問題克服のための選択肢を考察できるのではないかと探求しえている以上、代理母という技術<sup>(28)</sup>を最初から閉ざしてしまう必然性が形成されてしまっているとして済ますわけにもいかないように思われる。

### 結論、および今後の課題

子供を持ちたい、しかも目の前には代理母という方法が存在する、ただその方法は禁止要請を受けるべき最たるものである——このような錯綜した事情が存在すること、こうしたことが代理母出産をめぐる諸問題の現在を形作っている。

フェミニズム的な観点よろしく、不妊の許容を是とすることが可能となり、代理母をめぐる問題そのものが解消されてしまうのならば、もはや議論するには及ばない。しかし、この生殖技術に託そうとする人が現実と

して存在するかぎり、代理母出産をめぐる問題が解消されることはありえない。

私たちは、本稿において、そうした問題のいくつかを確認し、その克服可能性について考察してきた。たしかに、代理母が死亡してしまう可能性という問題を前にして、私たちは確たる解答を手に入れるには至らなかった。しかし、そうした中でも、母性という問題、依頼者と代理母との不信感の問題、子供の権利という問題といった現実的な諸問題については、まとめて言うならば、受精・受胎から養育に至るまで継続されることろの、子供を含めた関係者全員の信頼関係を条件にするという方向性において、問題を克服するための可能性を見て取れるということ、このことを考察することができたように思われる。

ところで、容易に気付かれるように、こうした方向性においては、自然的親子関係とうまく合致していたこれまでの養育関係は、もはや絶対的なものでなくなっている。むしろ、親は誰であるかというのに固執することなく、始まりにおける生きることの存立へと積極的に関わり、それを守っていくということ、このことあり方が求められようとしている。だとすれば、翻って考えてみるに、始まりにおける生きることは、どんな形であれ、積極的に〈関われ守られること〉において初めて存立するものであるということ、このことを内実として持っているものだと考えるのではないだろうか。かくして、私たちが見るかぎり、代理母出産をめぐる問題は、始まりにおける生きることの内実を考察することへ私たちを導いているように思われる。もつとも、積極的に〈関われ守られること〉という内実は、どんな子供も生まれるときは何ひとつできない無力な存在であるという事実を照らして見るかぎり、ごく当たり前のことではある。しかし、積極的に〈関われ守られること〉において初めて生きることは存在するという、この内実に照らす形で生きることの意味について目を向けていこうとするとき、私たちには、少なくとも次のような二つの課題が迫ってくるように思われる。

まず第一に、いわゆる「生命の尊厳 (sanctity of life)」という概念との異同についてである。カイザーリン

クによれば、「生命の尊厳」とは、「生まれつき持っている神聖さゆえに、すべての生命は平等で絶対の価値を持つっていると確信させる原理」であり、それについては「共通の同意が得られる」ものだという。<sup>(30)</sup>そして、この「生命の尊厳」論は、一般に、人間の生を保護されねばならないものとして見て取るための論拠とされている。しかし、積極的に〈関われ守られること〉において初めて存立するという生の内実に照らしてみれば、「神聖さ」を「生まれつき持っている」という自然性において生を位置づけること、そのことは再考を迫られるのではないだろうか。というのも、生きるこの内実そのものに〈関われ守られること〉が見て取られるのならば、生とは、「神聖さゆえに」という明示的な理由づけなど待たずして、すでに〈関われ守られること〉を積極的に含み込んでいるということ、このことに存在基盤を持つものと捉えられることになるからである。そもそも人は、「神聖さ」をはつきりと確かめることなど必要ともせず、生に関わってそれを守り、すでにして生の存在基盤に、生の内実に入りこんでいるのではないだろうか。そうした意味からすれば、「神聖さ」を持つからこそ生は守られねばならないという「生命の尊厳」論の理由づけよりも、つと手前、のところに、おいて、すでにして生は〈関われ守られること〉において存在基盤を持つているということ、このことも覚えておくべきであるように思われる。かくして、「生命の尊厳」という概念の意味は、少なくとも、「生まれつき持っている神聖さゆえに」と記されたような自然性に基づいた形だけでは捉えられなくなり、〈関われ守られること〉という存在基盤との相関関係において再考され肉付けされるべきものと見通されることになるのではないだろうか。

そして第二に、安楽死、尊厳死、緩和医療、そしてターミナルケアといった、死を念頭に置きつつ生きるこの内実を考えていくような議論におけるキーワード、すなわち「自己決定権」との関連についてである。こうした議論では、「死と各個人の生の人生図との間にますます緊密な関係がうち立てられていった」というア

リエスの分析よろしく、「自己決定権」の言葉のもと、「死への黙従と悠々たる態度で死を迎える」<sup>(32)</sup>ような生、いかなれば一人称的な意味での生が思い浮かべられることになる。しかし、積極的に〈関われ守られること〉において初めて存立するという生の内実<sup>(33)</sup>に照らしてみるとすれば、その「自己決定権」というものが持つ一人称的な含意はどこまで生を首尾良く捉えうるものであるか。積極的に〈関われ守られること〉における生は、どのようにして「自己決定権」における生へと置き換えられるのだろうか。また、こうした問いは、いわゆる「生命の質 (quality of life)」という概念の意味を捉えていくためにも示唆的であると思われる。

かくして、私たちは、積極的に〈関われ守られること〉において初めて存立するという生の内実、このごく当たり前のことにより、「生命の尊厳」や「自己決定権」といった生(そして死)の意味を考えていく上でのキーワードを再考するという課題の前に引き出されているのである。

このように更なる今後の課題が目の前に見て取れるものの、代理母出産をめぐる問題の所在を確認し、そうした問題点を考察することによって、始まりにおける生きることの内実を理解していくための準備をするという当初の課題の一端を果たしたと考え、ここで本稿を結ぶことにしたい。

註

- (1) 読売新聞二〇〇一年五月三〇日
- (2) 朝日新聞二〇〇一年五月一九日
- (3) 読売新聞、同右
- (4) 金城清子が『生殖革命と人権』(講談社、一九九六年)の六九頁以下で紹介しているが、日本ではすでに一九

九二年の段階で代理母出産が実施されていた。ただ、当事者たちの「重い秘密の共有」によって事実上は秘密のままにされた。根津医師による代理母出産の発表よりも前に既成事実があり、親族間ではいくつかの事例が存在していたらしいということであれば、周知の異端児である同医師だけが責められるのは不当であろう。

(5) 読売新聞、同右

(6) 代理母禁止の流れを表すかのように、二〇〇三年一〇月、アメリカでの代理出産によって子供をもうけた夫婦が、妻が五〇歳を超えていたことが引き金となり、日本で出生届を受理されないという出来事が明らかになった。その後、日本国籍が認められるか、夫婦の子供として扱える方法があるか、法務省によって事後対応が検討されている。

(7) ジュディス・バトラー『ジェンダー・トラブル』（竹村和子訳、青土社一九九九年）四一頁

(8) 読売新聞、同右

(9) バトラー一九九頁

(10) 柘植あづみ「生殖医療と女性の身体のあいだ」『思想』二〇〇〇年二月号）一九七頁

(11) 柘植一九七頁

(12) 柘植一九七頁

(13) 金城一〇四頁を参照。

(14) 金城一四四頁を参照。

(15) 出口顯『誕生のジェネオロジー』（世界思想社、一九九九年）一五六頁を参照。

(16) 金城六九頁

(17) 金城同頁

(18) 金城一四七頁

(19) 金城六九―七一頁を参照。

(20) もちろん、ここに言われるアイデンティティとは、いわゆる「人格」の概念に繋がる。しかしここでは、この「人格」概念が歴史的にも内容的にも論争状態の渦中にある非確定的なものであること、またこの概念の確定のための議論が中心ではないことから、あえて援用しないことにしたい。

- (21) 出口一八一頁を参照。
- (22) 強固な中絶反対論に見えるが、いまは代理母がもたらす問題点に限定し、中絶そのもの是非は保留にする。またこれに伴い、代理母を請け負う女性の権利の問題として代理母が中絶する場合を併せて考えなければならぬが、中絶そのものについて保留していることから、「子供を生まない代理母」というケースについても措く。
- (23) この点について、出口氏は「これは人工生殖児への『差別』ではなからうか」といった問題提起を行っている。出口一八〇頁以下を参照。
- (24) さらに、疾病に関する情報を得るという医学的な見地からも、代理母出産で生まれる子供には遺伝的情報を手に行ける機会が保証されている必要がある。その点からも、関係者全員の信頼関係が必須であると言える。ただし、遺伝をめぐる問題が主題でないことから、遺伝的観点からの議論の射程については措く。
- (25) 〈継続的な連帯〉という条件を挙げるだけでは、フェミニズム的反論の場合と同様、家族像の脱構築をしていくにすぎず、いま起こっているアイデンティティ危機には対応できないと言われるかもしれない。しかし、少なくとも、そうした危機を乗り越えるために必要とされるものの一つとも言うべき「望まれて生まれてきたこと」の証を作れるのは、関係者全体の連帯にあると示唆できるように思われる。
- (26) Kant, Grundlegung zur Metaphysik der Sitten, BA64
- (27) ロバート・マルサス『初版人口の原理』（高野岩三郎・大内兵衛訳、岩波書店、一九三五年）二二二頁（なお、引用文中の「」は筆者による挿入）。
- (28) ただ、自分自身で子供を産むのは大変だとか、また死亡の可能性がある以上は危険を回避したいということから、他の女性に代理母になってもらうのを求める人が出てきた場合、当然ながら、商業的取引をはじめ、単なる利己的な要求に基づいて代理母が利用されることを制限しなければならぬ。そうした意味からすれば、代理母の死亡という可能性は、代理母が利己的な要求のための安易な手段に墮してしまふことを避け、この生殖技術を選択する人への根本的な問いかけを行うための重要な契機になりうると言える。
- (29) エドワード・W・カイザーリンク「生命の尊厳と生命の質は両立可能か」（『バイオエシックスの基礎』加藤尚武・飯田亘之編、東海大学出版会、一九八八年）三頁
- (30) 同右

- (31) ファリリップ・アリエス『死と歴史』（伊藤晃・成瀬駒男訳、みすず書房、一九八三年）四〇頁
- (32) 森岡恭彦『死にゆく人のための医療』（NHK出版、二〇〇三年）一一四頁

（うえの・きみとし 東京大学大学院人文社会系研究科哲学研究室教務補佐員）

---

# The Reality of Life: Referring to the Problems of Surrogate Mother

Kimitoshi Ueno

---

In nearly all countries, it is now prohibited to have a child by a surrogate mother. Why is it forbidden to have a surrogate mother give birth to one's child? In this paper, we will try to go through some reasons for the prohibition of the use of a surrogate mother. By doing so, we will be able to get a precious clue to grasping an understanding of the reality of life, too.

First we examine the reason which is raised from the feministic point of view. According to feminist theory, infertility does not have to be considered one of the ills of life and should be accepted readily. But the feministic point of view cannot function effectively because it cannot cope with real problems of the use of a surrogate mother. Not all sterile women can be persuaded not to have a child by a surrogate mother for the reason feminists raise.

Secondly we go into the reason based on the real problem that mental strain can be imposed on surrogate mothers. For example, when the women who agree to serve as surrogate mothers are deprived of a chance to show their maternal love to the child they bring into the world, they may be put in a vulnerable position. But this reason cannot always make us prohibit the use of surrogate mother, because there are possibilities that surrogate mother's devices for nurturing her child can primarily be respected by legal restrictions. Under the condition that we must protect surrogate mothers' right at all points, we can also bar exploiting their fertility commercially.

Furthermore, we examine the adequacy of the reason based on the right of the resulting children to know the donors' identity. It is true that children may plunge into identity crisis when the right to know where they come from is impaired. But this crisis can be overcome by a relationship of trust between all interested parties.

As a whole, it is concluded that problems relating to surrogate motherhood can be settled by relationships built on long-term trust by all involved. And this conclusion makes us comprehend the reality of life, i.e. the fact that no child can live a life without being bred and protected by others around. When we think primarily of this reality, we can't but notice that it is different from the one which is supposed in the discussion about self-determination given to people facing death.